令和2年第2回粕屋町議会定例会会議録(目次)

| 第1号 | 6月1 | 日(月) | | |
|--------------------------|-----|-----------|-------------------------------------------|----|
| | | | | |
| 会議録 | 署名議 | 員の指名 | | 6 |
| 会期の | 夬定… | | | 6 |
| 行政報告 | 告 | | | 8 |
| 議案等(| の上程 | : (第43号~第 | 第67号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| 議案等 | こ対す | る質疑 | | 14 |
| 議案等(| の委員 | 会付託 | | 15 |
| | | | | |
| 第2号 | 6月2 | 日(火) | | |
| 委員長 | の審査 | 結果報告・診 | †論・採決 | 19 |
| 議案第6 | 55号 | 令和2年度 | 粕屋町一般会計補正予算について | 19 |
| 議案第6 | 66号 | 令和2年度 | 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について | 20 |
| 議案第6 | 57号 | 令和2年度 | 粕屋町介護保険特別会計補正予算について | 20 |
| | | | | |
| 第3号 | | | | |
| 各委員士 | 長の審 | 查結果報告• | 質疑・討論・採決 | 26 |
| 議案第 | 13号 | 専決処分の承 | 、認を求めることについて | 26 |
| 議案第 | 14号 | 専決処分の承 | x認を求めることについて | 27 |
| 議案第 | 15号 | 粕屋町教育委 | 美員会委員の任命同意について | 28 |
| 議案第 | 16号 | 粕屋町税条例 | 等の一部を改正する条例について | 30 |
| 議案第 | 17号 | 粕屋町手数料 | 徴収条例の一部を改正する条例について | 30 |
| 議案第 | 18号 | 粕屋町農業委 | 員会委員の任命につき認定農業者等が委員の | |
| | | 過半数を占め | っることを要しない場合の同意について | 32 |
| 議案第 | 19号 | 粕屋町農業委 | 美員会委員の任命同意について | 33 |
| 議案第 | 50号 | 粕屋町農業委 | 美員会委員の任命同意について | 33 |
| 議案第5 | 51号 | 粕屋町農業委 | 美員会委員の任命同意について | 33 |
| 議案第 | 52号 | 粕屋町農業委 | 美員会委員の任命同意について | 33 |
| 議案第 | 53号 | 粕屋町農業委 | 美員会委員の任命同意について | 33 |
| 議案第 | 54号 | 粕屋町農業委 | 美員会委員の任命同意について | 33 |
| 議案第 | 55号 | 粕屋町農業委 | 美員会委員の任命同意について | 33 |
| 議室第5 | 6号 | 粕屋町農業委 | - | 33 |

| 議案第57号 | 粕屋町農業委員会委員の任命同意について33 |
|---------|----------------------------|
| 議案第58号 | 粕屋町農業委員会委員の任命同意について33 |
| 議案第59号 | 粕屋町農業委員会委員の任命同意について33 |
| 議案第60号 | 粕屋町農業委員会委員の任命同意について33 |
| 議案第61号 | 粕屋町農業委員会委員の任命同意について33 |
| 議案第62号 | 粕屋町農業委員会委員の任命同意について33 |
| 議案第63号 | 粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について35 |
| 議案第64号 | 粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| | について35 |
| ・委員会の閉会 | 会中の特定事件(所管事務)調査37 |
| •閉 会 | 39 |

令和2年第2回(6月)

粕屋町議会定例会

(開 会 日)

令和2年6月1日(月)

令和2年第2回粕屋町議会定例会会議録(第1号)

令和2年6月1日(金) 午前9時30分開会 於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 行政報告
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 議案等の委員会付託

2. 出席議員(16名)

| 1番 | 末 | 若 | 憲 | 治 | , | 9番 | 福 | 永 | 善 | 之 |
|----|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 2番 | 井 | 上 | 正 | 宏 | 1 | 10番 | 久 | 我 | 純 | 治 |
| 3番 | 案 | 浦 | 兼 | 敏 | 1 | 11番 | 本 | 田 | 芳 | 枝 |
| 4番 | 安 | 藤 | 和 | 寿 | 1 | 12番 | 八 | 尋 | 源 | 治 |
| 5番 | 中 | 野 | 敏 | 郎 | 1 | 13番 | 木 | 村 | 優 | 子 |
| 6番 | 太 | 田 | 健 | 策 | 1 | 14番 | Щ | 脇 | 秀 | 隆 |
| 7番 | Ш | П | | 晃 | 1 | 15番 | 小 | 池 | 弘 | 基 |
| 8番 | 田 | JII | 正 | 治 | 1 | 16番 | 鞭 | 馬 | 直 | 澄 |

3. 欠席議員(0名)

4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古賀博文 議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(12名)

町 長 箱 田 彰 副町長吉武信一 教育 総務部長 山 野 勝 長 西村久朝 寛 都市政策部長 山 本 浩 住民福祉部長 中小原 浩 臣 総務課長 哲弘 堺 経営政策課長 今 泉 真 次 税 務 課 長 吉 村 健 二 地域振興課長 八 尋 哲 男 総合窓口課長 渋 田 香奈子 介護福祉課長 石 川 弘 一

◎議長 (鞭馬直澄君)

皆さま、おはようございます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う、「非常事態宣言」は先月の25日に全国的に解除となりましたが、第2波・第3波に備え、予断を許さない状況となっております。大変過酷な中、激務に当たっておられます医療機関の皆さまには、心から感謝を申し上げます。また、自粛を要請され、経済活動が滞っておられます中、収入が激減された皆さまには、謹んでお見舞いを申し上げます。また、町職員の皆さまには、通常業務に加え、コロナ対策での特別定額給付金をはじめ、様々な支援や対応に、早急に全力で取り組んでいただき感謝を申し上げます。

今定例会は、コロナ対策諸支援策の早急な実施を望んでおられます、町民の皆さまの要望にお応えすることであると思います。新型コロナウイルス感染症対策を含む補正予算の議案審議を、少しでも早くしていただきたいとの思いから、当初6月5日と予定をされておりました開会日が、本日6月1日に繰り上げられております。また、町に対しましては、コロナ対策の町民及び事業者の皆さまへの支援業務を最優先していただきたいと考え、議員全員協議会でご協議をいただき、今定例会での一般質問は取りやめといたしております。

一般質問につきましては、議員としての大事な権利でありますが、今回苦渋の 決断をしていただきました議員の皆さまには、心からお礼を申し上げます。なお、 3密を防ぐことから、今定例会でも本会議を含む委員会等への町執行部の出席要 請は、最小限といたしておりますことをご了承を願います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、 ただ今から令和2年第2回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長 (鞭馬直澄君)

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、 1番、末若憲治議員及び15番、小池弘基議員を指名いたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月5日までの5日間といたしたいと思います。 はい、山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

今回先ほども議長のほうから、会期を短縮して、コロナ対策ということで、通常よりも1週間早く開始をして対応するということで、町のほうからも行政のほうからも要請があって、補正予算、できるだけ早くやってほしいという要望もありました。その中で日程を短くして、私たち議員一般質問も3日間で行われるところを縮小して行わないということで短縮を目指して、すべて早期に解決できるようにしてるっていうのは現状であります。

そういった中で、今回2日目に、補正予算の採決があります。当然、これ早くコロナ対策に向けてやろうという意味分かります。ただ、今言ったように、最終日が5日で早く、たった2日なんですね。2日しか開いてないという状況の中で、この辺の議事運営、議事日程の取り方がちょっと横暴過ぎるんじゃないかと自分のほうは思ってます。中には専決処分もあるわけですね。専決処分も4月1日から施行という形の中で、専決処分は後になってる。で、今回の補正予算が先。コロナ対策になってるということなんですけども、こういったことが、今回順番っていうんですか。順番がちょっと、考え方がちょっとよく分からない。専決処分も入れて採決するべきではないかというような思いもありますし、もしそうであればたった後2日間の中での変更で、この採決がどれだけの影響が出るのかなと。2日遅れたからといって、どれだけの影響でるのかなっていうのが、これもよく見えてこない。

こういった議会運営の議事日程の取り方っていうのは、注意していかなければいけないと思うんですね。今後もあることであるし、緊急を要するということであれば、当然早くやるというのはそうですが、今回は短期で私たちも臨んでる中での話なので、最終日に採決をまとめてやるほうが、審議も含めて十分に対応できるんではないかというような、ちょっと思いからこの辺の日程の取り方が、今後、こういうことがないように注意をしていただきたいっていう意見を述べさせていただきたいなと。

今回は決まってますのでね、これ以上変えることは不可能だと思いますので、今後、こういう議事運営の取り方は、十分注意をしてやっていただきたいなという思いで、今、発言をさせていただいております。

以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

はい、ありがとうございました。

皆さま御承知のように、このコロナ対策ということについて、緊急事態宣言もありまして、一応解除はされておりますけども、まだまだ予断を許さない中で今定例 会は、皆さんのご了解をいただきながら、緊急事態対応ということでさせていただ いておりますが、本来であれば、山脇議員のおっしゃるようなことをすべきだろう と思いますので、今後については、また皆さまと、議運のほうとしっかりと検討さ せていただきながら、進めさせていただきたいと思います。

はい、本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

これも意見になります。もう既に決まっているので。考えていただきたいという 内容は、一般質問を中止っていうのは、5月の15日の全員協議会で決まっています が、その時に、中止に代わるものとして、書面による一般質問を出して、お答えを 書面でいただくということを代替案として提案して、それは議長が責任を持って対 応すると言われたので、そのことも含めて、きちんとしといて。一応5月17日に出 しております。

だから完全に中止っていう、その辺がちょっと微妙な内容なんでございますが、 そういうやり方も今回ちょっと試みてみましたので、あるということで、書面によ る受付をしていただいておりますから、そのこともどっかで一言付けていただけれ ば私としてはうれしいです。っていうことで、これは意見か要望かちょっと分から ないんですが、たまたま山脇議員がああいうふうにおっしゃったので、付け加えさ せていただきます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

「会期の決定」についての議題としておりますが、今、お2人の方がご意見をい ただきましたけど、ほかに異議がありませんでしょうか。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、ご異議なしと認め、よって会期は本日から6月5日までの5 日間と決定をいたしました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、日程第3、「行政報告」を求めます。 箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長(箱田 彰君)

おはようございます。

本日、令和2年第2回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員におかれましては、非常にお忙しい中、全員のご出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、福岡県に対する国の「緊急事態宣言」の解除に伴う、県の緊急事態措置。

この解除により、5月15日から外出自粛や休業要請の緩和がされた中、連日報道されておりますように、北九州市では、5月31日までの9日間に確認された感染者が97名。中でも、小学校において小規模クラスターが発生するなど、第2波の危険性が間近に迫っているような気がします。決して油断できない。感染予防のための新しい生活様式、これに緩みがあってはならないと思います。

そのような中、去る5月27日に政府閣議で民間を含む財政出動117兆円。その内国の歳出額、これはいわゆる真水と言われるものですが、31兆9千億円を超える第2次補正予算を決定し、安倍首相が新型コロナウイルスによる「100年に1度の危機から日本経済を守り抜く」、そういう決意を発出されました。今回の国の補正予算には、企業や医療、介護に対する特別支援と共に、地方自治体に対して、一次補正の2倍にあたる地方創生臨時交付金、2兆円を追加しております。このことを受け、今、全庁を挙げて、社会経済活動復活のための粕屋町独自の特別支援策を、検討しているところでございます。

また、粕屋町では5月21日より給付開始した、特別定額給付金の申請や給付状況でございますが、5月31日現在、昨日ですね。給付対象の2万744世帯のうち、1万6,786世帯の申請があっております。この申請の審査を終えて、給付の決定を済ました数は、1万844世帯、人数にして、2万6,144名分、金額26億1,440万円となっております。申請率、及び給付の決定率につきましては、それぞれ80.8%の申請率、52.2%の給付決定率でございます。給付金のプロジェクトチームは、連日夜遅くまで、そして、土曜・日曜も事務処理に全力を挙げておりますが、今後も、職員一丸となって申請書の審査、並びに給付事務を最優先に、そして、迅速かつ正確に進め、一刻も早くすべての住民の皆さまのお手元に届くよう努力してまいります。

そして、コロナの影響によるものでございますが、住民福祉部介護福祉課所管で行っております、「元気高齢者支援事業」の70歳以上の高齢者を対象とした、温泉利用券事業でございますが、平成27年度から利用施設としておりました、久山温泉ホテル夢家から先日連絡があり、4月6日からコロナによる休館を継続してきたものの、経営上の理由により、6月30日をもって閉館する旨の連絡がありました。年間千人近くの登録者数を数え、5年もの長い間、高齢者の皆さんの元気づくりに貢献してきたこの事業を休止せざるをえない、残念な結果になったことを報告いたします。

それでは「行政報告」をいたします。

まず、法令に基づく報告としまして、報告第1号は、「令和元年度粕屋町一般会 計繰越明許費繰越計算書」でございます。令和元年度粕屋町一般会計予算の、「児 童福祉総務事務」、「私立・町外保育施設等運営事業」、「農業振興事業」、「橋 梁維持事業」、「都市計画管理事務」、「小学校運営事業」、「小学校施設整備事業」、「中学校運営事業」、「中学校施設整備事業」、「町立幼稚園運営管理事業」に係る、翌年度へ繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

報告第2号は、「令和元年度粕屋町土地開発公社の決算の認定について」でございます。令和元年度は、土地の取得及び処分につきましては、当初事業計画のとおり行われておりません。去る5月11日に、公社監事による決算監査を経て、決算の認定について審議の結果、承認されましたことを、ここに報告いたします。

次に「その他の報告」としまして、「指定金融機関の交替について」報告をいたします。令和元年6月議会定例会におきまして、株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行の2金融機関を、指定金融機関として2か年交替で指定する旨の議決を受け、現在、株式会社福岡銀行を指定しておりますが、その期限が令和2年8月31日までとなっております。従いまして、次の順番であります株式会社西日本シティ銀行を令和2年9月1日からの2か年間、指定金融機関に指定する予定でございます。

以上で「行政報告」を終わります。

◎議長(鞭馬直澄君)

続きまして、日程第4、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今定例会に町から提出されました議案は、 25件であります。

議案の提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長(箱田 彰君)

令和2年第2回定例会に、町から提案いたします案件としましては、専決処分の 承認が2件、教育委員会委員の任命同意が1件、条例の改正が4件、農業委員会委 員に関する同意が1件、農業委員会委員の任命同意が14件、令和2年度補正予算が 3件、以上、25件でございます。それでは、議案第43号から順にご説明申し上げま すが、最後の後段の令和2年度補正予算、この3件につきましては、副町長から後 ほどご説明申し上げます。

議案第43号は、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」等が、令和2年3月31日に公布、同年4月 1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例等の一部を改正したものでございま す。今回の改正の主な内容としましては、所有者不明土地等に係る、固定資産税の 課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、現に所有している者の申告の制度化、及び使用者を所有者とみなす制度の拡大、並びに未婚のひとり親に対する税制上の措置、及び寡婦控除の見直し等、法改正に伴う所要の規定の整備等を行ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に 緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたの で、令和2年3月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定によ りこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第44号も、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

「地方税法施行令の一部を改正する政令」が、令和2年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、負担の適正化を図るため、賦課限度額及び軽減判定所得の算定方法の見直しを行ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に 緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたの で、令和2年3月31日に専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定によ りこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第45号は、「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」でございます。

粕屋町教育委員会委員をしていただいております、案浦博子氏が、本年7月5日をもって任期満了により退任されますので、その後任として、長順子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

長氏の経歴につきましては、資料を添付いたしておりますが、長年、PTA活動や 子育て支援ボランティア活動に携わられ、人格・識見共に優れた方でございます。 任期につきましては、令和2年7月6日からの4年間となります。任命同意につき まして、何卒よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第46号は、「粕屋町税条例等の一部を改正する条例について」でございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」の規定に基づき、本年6月議会定例会において、専決処分の承認を求めました事項以外の税条例の一部を改正する必要が生じましたので、所要の規定を整備するものでございます。今回の改正の主な内容としましては、徴収の猶予制度の特例創設、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少している中小事業者等が所有する償却資産、及び事業用家屋に係る固定

資産税等の軽減措置創設、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長等でございま す。

次に、議案第47号は、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」 でございます。

個人番号の通知カードを廃止することとした「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日が、本年5月7日に公布された政令により、本年5月25日と決定されました。これに伴い、粕屋町手数料徴収条例別表の通知カード再交付手数料の規定を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第48号は、「粕屋町農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」でございます。

農業委員会の委員は、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、原則として、農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者、又は認定農業者である法人の業務を執行する役員、若しくは使用人が農業委員の過半数を占めることとされております。現農業委員が令和2年7月24日をもって任期満了となるため、次期農業委員について、候補者の選定をしているところでございますが、定数14名のうち、認定農業者等が6名であり、過半数を占めることができないため、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書、及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定に基づき、過半数要件の例外を適用し、認定農業者等、又は認定農業者等に準ずる者を、農業委員の少なくとも4分の1とすることについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第49号から議案第62号は、「粕屋町農業委員会委員の任命同意について」でございます。

粕屋町農業委員会委員が令和2年7月24日に任期満了することに伴い、粕屋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条の規定により、14名の方を粕屋町農業委員会委員に任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

14名の方々の住所、氏名、生年月日、経歴につきましては、議案書に記載しておりますので、どうか御覧ください。なお、任期につきましては、令和2年7月25日からの3年間となります。ご同意賜りますよう、よろしくご審議をお願いします。

議案第63号は、「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改

正する政令」が、令和2年4月から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容は、所得段階が第1段階から第3段階の者の令和2年度の介護保険料について、軽減を行うものでございます。

次に、議案第64号は、「粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、被用者が感染した場合や発熱等の症状がある、又は感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備するため、 傷病手当金が支給できるよう「福岡県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する 条例」が改正されたことに伴い、粕屋町において傷病手当金の申請を受け付けできるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

次の議案第65号以降は、副町長のほうから、上程並びに提案理由の説明を申し上 げます。

> (町長 箱田 彰君 降壇) (副町長 吉武 信一君 登壇)

◎副町長(吉武信一君)

では、議案第65号について説明を申し上げます。

「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第一次 交付限度額が示されたことに伴う、本交付金を活用して実施する事業の計上を中心 とし、併せて、国庫補助対象の GIGA スクールタブレット端末を、小・中学校の全 児童・生徒へ完全配備のための購入費等の計上を行っております。既定の歳入歳出 予算の総額に、歳入・歳出それぞれ 2 億6, 160万 7 千円を追加し、総額を204億 5,085万 6 千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、地方創生臨時交付金を含む国庫支出金を2億3,122万円、県支出金を3,686万8千円増額し、繰入金を748万1千円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、介護保険事務費を1,465万5千円、医療機関への支援として、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業費を1,080万円、農業振興事業費を3,540万円、小学校運営事業費を1億5千194万6千円、中学校運営事業費を6,523万4千円増額し、社会福祉総務事務費を693万5千円、青少年対策事業費を728万円減額するものでございます。

続きまして、議案第66号は、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ19万7千円を追加

し、総額を37億5,427万2千円とするものでございます。増額の理由といたしましては、来年3月からの、マイナンバーカードの保険証としての利用開始に向けたマイナンバーカード取得促進に係る費用として、歳入は、特別調整交付金を19万7千円増額し、歳出は、総務費を19万7千円増額するものでございます。

議案第67号は、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

保険事業勘定の補正は、所得段階が、第1段階から第3段階の者の介護保険料について軽減を行うため、歳入予算のうち、保険料を1,387万2千円減額し、繰入金を1,387万2千円増額するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何卒、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

(副町長 吉武 信一君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、日程第5、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

議案第48号についてであります。今回、農業委員さんの、農業経営基盤強化促進 法の規定する人数が、募集をかけたところ、6名しかいないということで、その規 定の半数を割ってるということでのお話でありました。

2分の1を4分の1にするっていう考え方なんですが、当然、3分の1でもよかったのかなと。3分の1でもことを足るということでもありますし、明らかにこれ4分の1にしたということは、今後もこういった不測の事態が起きることを想定して、4分の1と思い切った数字の変化になったんだろうというふうに思います。

ただ、今の粕屋町の現状を見ますと、農業従事者の後継者の不足が、今後も予想される。また、開発によって、農地が転用されて住宅地になってるというような状況を見ますと、この定数条例、農業委員の定数条例がありますけど、今14名になってます。その委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積そのほかの事情を考慮してと、変えてもいいよと、変えていこうよということなんで、これは明らかに4分の1にするということは、ちょっと短絡的過ぎるんではないかなと。

もっと、こういった定数条例も含めて、考えて定数をやっぱり変更していけば、 この2分の1っていうのを維持できるのではないかなというふうに思いますので、 この辺がちょっと分からないっていうのがあってですね。 この議案第48号がもし同意されなければ、この後の、以降の14名の任命同意についてはどういった対応になるかを教えてください。

◎議長(鞭馬直澄君)

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

議員ご指摘のとおり、粕屋町が福岡市に隣接する都市圏型と言いますか、都市近郊型の農業の実態がございます。まさにその兼業農家ばっかりの、粕屋町の農業の実態、農業者の実態でございますが、そういった中に、なかなかその認定農業者としての担い手がいないということから、もちろん我々の努力する項目でございますけれども、現実としてなかなかいらっしゃらないということで、今回の議案として、4分の1にさせていただきたいということでございます。

定数の見直し等につきましても、今後の検討課題として、これは研究してまいりたいと思いますが、今後この議案が、もし、これ仮定の場合でございますが、この場でどうするかというのは、明確にはお答えはしませんけども、当然、否決された場合には、その対応は迅速に図っていくつもりでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

山脇議員。

◎14番(山脇秀隆君)

定数に関しては、今検討するというお話だったんで、最終的に採決にちょっと関わると思うので、近隣町の農業者数の数と面積等を比較できるように、資料として 提出を求めたいと思いますので、議長よろしくお願いします。

◎議長 (鞭馬直澄君)

執行部よろしいですか。

◎町長(箱田 彰君)

はい。

◎議長 (鞭馬直澄君)

ほかにございますか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

日程第6、「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました、43号議案から64号議案につきましては、付託表のとおり、 それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、65号から67号議案の補正予 算関係につきましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5 条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に 付託して審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付 託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に久 我純治議員、副委員長に安藤和寿議員であります。

なお、これら補正予算関係の3議案につきましては、新型コロナ対策のため、急 を要しますので、明日、審査及び採決の予定でありますことを、あらかじめ御案内 申し上げます。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則 第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定をいたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前10時7分)

令和2年第2回(6月)

粕屋町議会定例会

(二 日 目)

令和2年6月2日(火)

令和2年第2回粕屋町議会定例会会議録(第2号)

令和2年6月2日(火) 午後2時10分開議 於 役場議会議場

- 1. 議事日程
 - 第1. 委員長報告
- 第2. 討論
- 第3. 採決
- 2. 出席議員(16名)

| 1番 | 末 | 若 | 憲 | 治 | | | 9番 | 福 | 永 | 善 | 之 |
|----|---|---|---|---|--|--|-----|---|---|---|---|
| 2番 | 井 | 上 | 正 | 宏 | | | 10番 | 久 | 我 | 純 | 治 |
| 3番 | 案 | 浦 | 兼 | 敏 | | | 11番 | 本 | 田 | 芳 | 枝 |
| 4番 | 安 | 藤 | 和 | 寿 | | | 12番 | 八 | 尋 | 源 | 治 |
| 5番 | 中 | 野 | 敏 | 郎 | | | 13番 | 木 | 村 | 優 | 子 |
| 6番 | 太 | 田 | 健 | 策 | | | 14番 | Щ | 脇 | 秀 | 隆 |
| 7番 | Ш | П | | 晃 | | | 15番 | 小 | 池 | 弘 | 基 |
| 8番 | 田 | Ш | 正 | 治 | | | 16番 | 鞭 | 馬 | 直 | 澄 |

- 3. 欠席議員(0名)
- 4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古賀博文 議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名 (12名)

| 町 長 | 箱 田 | 彰 | 副 町 長 | 吉 武 | 信一 |
|---------|-----|-----|--------|-----|-----|
| 教 育 長 | 西 村 | 久 朝 | 総務部長 | 山 野 | 勝寛 |
| 都市政策部長 | 山 本 | 浩 | 住民福祉部長 | 中小原 | 浩 臣 |
| 総 務 課 長 | 堺 | 哲 弘 | 経営政策課長 | 今 泉 | 真 次 |
| 税 務 課 長 | 吉 村 | 健 二 | 地域振興課長 | 八 尋 | 哲 男 |
| 総合窓口課長 | 渋 田 | 香奈子 | 介護福祉課長 | 石 川 | 弘一 |

(開議 午後2時10分)

◎議長 (鞭馬直澄君)

皆さま、こんにちは。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、た だ今から本日の会議を開きます。

◎議長(鞭馬直澄君)

議案第65号、「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

すみません、マスクちょっと下します。

議案第65号、「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございましたので、要点のみをご報告いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第一次 交付限度額が示されたことに伴う、本交付金を活用して実施する事業の計上を中心 とし、併せて国庫補助金を活用して実施する事業の計上を中心として、併せて国庫 補助対象の GIGA スクールタブレット端末購入費等の計上がされたもので、既定の 歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2億6,160万7千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を、204億5,085万6千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、地方創生臨時交付金を含む国庫支出金を2億3,122万円、県支出金を3,686万8千円増額し、繰入金を748万1千円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、介護保険事務費を1,465万5千円、医療機関への支援として、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業費を1,080万円、農業振興事業費を3,540万円、小学校運営事業費を1億5,194万6千円、中学校運営事業費を6,523万4千円増額し、社会福祉総務事務費を693万5千円、青少年対策事業費を728万円減額するものでございます。

コロナ対策に対しての補正予算でしたので、いろいろな質問・意見が出ましたが、 特に学校教育課におきましては、GIGA スクールの入札の状況とか、タブレットに 関する意見が多く出ました。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛

成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告して終わります。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長 (鞭馬直澄君)

この議案につきましては、委員長の報告のとおり議員全員によります審査を行っております。従いまして、質疑を省略し、これから議案第65号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、議案第66号、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」及び議案第67号、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」以上、特別会計2件を、一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

すみません、またマスクを下します。

議案第66号、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、付 託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。 議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ19万7千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、37億5,427万2千円とするものです。増額の理由としましては、来年3月からのマイナンバーカードの保険証としての利用開始に向け

たマイナンバーカード取得促進に係る費用として、歳入は、特別調整交付金を19万7千円追加し、歳出は、総務費を19万7千円追加するものです。予算特別委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第67号は、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

今回の補正予算は、所得段階が、第1段階から第3段階の者の介護保険料について軽減を行うため、歳入予算のうち、保険料を1,387万2千円減額し、繰入金を1,387万2千円増額するものでございます。

付託を受けました予算特別委員会において慎重審査しました結果、全員賛成にて 可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり議員全員によります審査を 行っております。従いまして、質疑を省略しこれより議案第66号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、議案第67号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

新型コロナ対策などのため、補正予算関連の議案のみ、本日、採決を先に行って おります。ほかの議案につきましては、5日の議会最終日に採決予定でありますこ とを申し添えておきます。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後2時21分)

令和2年第2回(6月)

粕屋町議会定例会

(閉 会 日)

令和2年6月5日(金)

令和2年第2回粕屋町議会定例会会議録(第3号)

令和2年6月5日(金) 午前9時30分開議 於 役場議会議場

- 1. 議事日程
 - 第1. 委員長報告
 - 第2. 委員長報告に対する質疑
 - 第3. 討論
 - 第4. 採決
 - 第5. 委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査
- 2. 出席議員(16名)

| 1番 | 末 | 若 | 憲 | 治 | | 9番 | 福 | 永 | 善 | 之 |
|----|---|-----|---|---|--|-----|---|---|---|---|
| 2番 | 井 | 上 | 正 | 宏 | | 10番 | 久 | 我 | 純 | 治 |
| 3番 | 案 | 浦 | 兼 | 敏 | | 11番 | 本 | 田 | 芳 | 枝 |
| 4番 | 安 | 藤 | 和 | 寿 | | 12番 | 八 | 尋 | 源 | 治 |
| 5番 | 中 | 野 | 敏 | 郎 | | 13番 | 木 | 村 | 優 | 子 |
| 6番 | 太 | 田 | 健 | 策 | | 14番 | Щ | 脇 | 秀 | 隆 |
| 7番 | Ш | 口 | | 晃 | | 15番 | 小 | 池 | 弘 | 基 |
| 8番 | 田 | JII | 正 | 治 | | 16番 | 鞭 | 馬 | 直 | 澄 |

- 3. 欠席議員(0名)
- 4. 出席した事務局職員(2名)

議会事務局長 古賀博文 議会事務局主幹 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名(12名)

副 町 長 町 長 彰 吉 武 信 一 箱 田 西村久朝 教 育 長 総務部長山野勝寛 山 本 浩 都市政策部長 住民福祉部長 中小原 浩 臣 総務課長 堺 哲 弘 今 泉 真 次 経営政策課長 税務課長 吉村健二 地域振興課長 八 尋 哲 男

(開議 午前9時30分)

◎議長(鞭馬直澄君)

改めまして、皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員数は、16名全員でございます。定足数に達しておりますので、 ただ今から本日の会議を開きます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

議案第43号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。 本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番(安藤和寿君)

議案第43号は、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。付託を 受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を行います。

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年3月31日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町税条例等の一部を改正するものです。

改正の内容として、所有者不明土地等に係る、固定資産税の課税上の課題に対応 するため、所有者情報の円満な把握や課税の公平性の確保の観点から、現に所有し ている者の申告の制度化、及び使用者を所有者とみなす制度の拡大、並びに未婚の ひとり親に対する財政上の措置及び寡婦控除の見直し等、法改正に伴う所要の規定 の整備等を行ったものです。

改正の趣旨としては、すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現すること、 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同 一のひとり親控除を適用することなどです。

付託を受けました当委員会での審査では、質問事項として、ひとり親控除、寡婦 控除いずれについても、住民票の続柄に夫(未届け)、妻(未届け)というのはど ういうことなのか、の質問に対し、正式な婚姻届を出していない内縁の妻(夫)と 一緒に住んでいる事実婚のことであるなどの説明がありました。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて承認すべきと 決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより、議案第43号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり承認いたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、議案第44号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

すみません、マスク外さしてもらいます。

住民福祉部総合窓口課所管、議案第44号、「専決処分の承認を求めるものについて」、議案の付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されたことに伴い、粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げと軽減措置の拡大、以上2点の改正を行ったものです。

1点目は、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げですが、これは医療分を61万円から63万円に、介護分を16万円から17万円に引き上げたものです。その結果、全体の賦課限度額は、改正前の96万円から99万円と3万円の引き上げとなります。

次に2点目ですが、国民健康保険税の軽減措置の拡大を行ったものです。保険税の5割軽減の算定では、被保険者の数に乗ずる金額を、これまでの28万円から28万5千円に、2割軽減の算定では、51万円から52万円に引き上げ、軽減の対象を拡大したものです。以上のことから、地方自治法第179条の規定により、今議会で報告され、承認を求められたものです。

付託を受けました当委員会におきまして慎重審査いたしました結果、全員賛成で 原案どおり承認すべきことに決しましたことを報告いたします。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより、議案第44号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり承認いたしました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

議案第45号「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番(安藤和寿君)

議案第45号は、「粕屋町教育委員会委員の任命同意について」でございます。付 託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果について、報告を行います。

現在、粕屋町教育委員会委員をしていただいております案浦博子氏の任期が、本年7月5日をもって任期満了により退任されることに伴い、その後任、保護者枠として、長順子氏を任命するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。同氏は、長年、PTA活動や子育て支援ボランティア活動に携わられ、人格・識見共に優れた方であります。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて同意すべきと 決しましたことをご報告いたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、人事案件につき、先例・申し合わせ事項により討論を省略し、これより、 議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第45号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

ここで、先例・申し合わせ事項により、新しく教育委員に選任されました長順子 氏に御挨拶をお願いしたいと思います。

(教育委員 長 順子君 入場)

◎教育委員(長順子君)

失礼いたします。長でございます。貴重なお時間をお借りいたしまして、御挨拶 申し上げます。

本日は、教育委員の任命に同意していただきまして、誠にありがとうございます。 大変光栄に存じますと共に、この度の新型コロナウイルスの影響で、子どもたちの 教育においても、これまでにないほどの局面を迎えている中で、このような大役を 仰せつかりまして、身の引き締まる思いでございます。私のようなものが務まるの か不安もございますが、実際に子育てをしている保護者の立場で、また、これまで のボランティア活動で得たものを生かし、粕屋町の教育の充実と発展に貢献できま すよう努力いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

これで長教育委員が退場されます。

(教育委員 長 順子君 退場)

◎議長(鞭馬直澄君)

議案第46号、「粕屋町税条例等の一部を改正する条例について」、議案第47号、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、以上2件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番(安藤和寿君)

議案第46号は、「粕屋町税条例等の一部を改正する条例について」でございます。 付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして報告を行います。 地方税法等の一部を改正する法律の規定、新型コロナウイルス感染症等に伴う税 制特例措置に関する改正で、地方税法等の一部を改正するものです。改正の主な内 容としては、徴収の猶予制度の特例創設、新型コロナウイルス感染症の影響で、事 業収入が減少している中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る、固 定資産税等の軽減措置創設、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長等です。

付託を受けました当委員会での審査では、新型コロナウイルス感染症による影響対策で、基本的な優遇措置をする取り組みであるが、国からの補填の規模の見込みは100%であること。支払請求権を放棄した人への寄附金控除の適用に係る対応の質問においては、文化庁・スポーツ庁が指定したものの内、町が指定したものが、税額控除の対象となることの説明を受け、付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第47号は、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を行います。

改正の趣旨として、「情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、

個人番号の通知カードが廃止されました。併せて、通知カードに関する事務が廃止となり、通知カードの再交付手数料を定める粕屋町手数料徴収条例「通知カード再交付手数料」1件につき500円について削除するため、条例の一部を改正するものです。

付託を受けました総務常任委員会での審査において、質問として、通知カードとマイナンバーカードとの個人番号の関連、通知カードに代わるものはあるのか、また通知カードを無くした人はどうなるのかなどの質問が上がりました。所管からの説明では、国からの通知では、通知カードに代わるマイナンバーをお知らせするための通知があるほか、マイナンバーの記載がされた住民票を発行しているなどの説明を受け、付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより、議案第46号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、議案第47号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

議案第48号、「粕屋町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数 を占めることを要しない場合の同意について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第48号は、「粕屋町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について」でございます。

農業委員会の制度は、3年前に大きく変更されております。農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、原則として農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者又は認定農業者である法人の業務を執行する役員若しくは使用人が、農業委員の過半数を占めることとされ、その規定のもとに現農業委員が任命同意されてきました。今般、現農業委員は、令和2年7月24日をもって任期満了となるため、次期農業委員について、候補者の選定をしてあるところでございますが、定数14名のうち、認定農業者等が6名であり、過半数を占めることができないため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定に基づき、過半数要件の例外を適用し、農業認定者等または認定農業者等に準ずる者を、農業委員の

少なくとも4分の1とすることについて、議会の同意を求められたものでございます。ちなみに、粕屋町内の認定農業者は、11名でございます。

また、議会初日に議員より質問がありましたが、過半数要件の次の基準は4分の 1以上であり、3分の1という規定はございません。更に4分の1以下となれば、 大臣承認手続を行うということになります。

付託を受けました建設常任委員会では、近隣市町の農業委員会状況等も参考にしながら慎重審査いたしました結果、全員賛成で同意すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

これより、議案第48号の討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、議案第49号から議案第62号の「粕屋町農業委員会委員の任命同意について」、以上14件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第49号から議案第62号は、「粕屋町農業委員会委員の任命同意について」で ございます。

粕屋町農業委員会委員が令和2年7月24日に任期満了することに伴い、粕屋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条の規定により、14名の方を粕屋町農業委員会委員に任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求められたものでございます。14名の方々の住所、氏名、年齢、生年月日、経歴につきましては議案書に記載しておりますので、御覧いただいたものと思います。なお、任期につきましては、令和2年7月25日からの3年間となっております。

当委員会では、全員賛成で同意すべきことに決したことをご報告いたします。 (建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので質疑を終結いたします。

これらの案は、人事案件につき、先例・申し合わせ事項により討論を省略し、これより採決といたします。

お諮りいたします。

今回提案の14件の議案につきましては、一括採決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長 (鞭馬直澄君)

異議なしと認めます。

賛成ボタンを押してください。

それでは、議案第49号から議案第62号までの14件を一括して採決いたします。 議案第49号から議案第62号までの14件に対する委員長の報告は、すべて同意であ ります。これら14件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、

(賛成者投票)

◎議長 (鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第49号から議案第62号までの14件は、委員長の報告のとおり同意することが決定いたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

続きまして、議案第63号「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」、 議案第64号、「粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につい て」、以上2件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

すみません、またマスク外します。

住民福祉部介護福祉課所管、議案第63号は、「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」、理由は、「介護保険法施行令」及び「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」(令和2年政令第98号)が、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるためです。付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

低所得者の介護保険料の軽減については、平成27年度から第1段階を対象に行っているところでありますが、令和元年10月の消費税率10%の引き上げにあわせ、第1段階から第3段階を対象に、軽減を強化することが決定されました。第1段階の対象者は、生活保護の受給者、又は住民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者、又は年金収入の金額が80万円以下の者で、令和元年度2万3,850円が令和2年度は1万9,080円に、第2段階対象者は、住民税非課税世帯で年金収入等の金額が、80万円を超え、120万円以下の者で、令和元年度3万6,570円が令和2年度は2万8,620円に、第3段階対象者は、住民税非課税世帯で、年金収入等の金額が120万を超える者で、令和元年度4万6,110円が令和2年度は4万4,520円となっております。軽減の割合は、国が示している「介護保険法施行令」に沿ったものです。保険料の軽減強化は、7月に行う介護保険料本算定にあわせて行います。6月議会では、条例改正のほか、軽減強化に充てる費用を補正予算として計上されております。

当委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

続いて、住民福祉部総合窓口課所管、議案第64号「粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、議案の付託を受けました厚生常任委員会

の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

本議案は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした 被用者に対して、傷病手当金を支給できるように「福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例」が改正されたことに伴い、支給申請受付事務を行う ため、「粕屋町後期高齢者医療に関する条例」を改正するものです。改正の概要と いたしましては、本条例中、粕屋町において行う事務を定める第2条に、傷病手当 金の支給に係る申請書の受付、という項を加えるものであります。

付託を受けました当委員会におきまして、慎重審査いたしました結果、全員賛成 で原案通り可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。 質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。 これより議案第63号の討論に入ります。 まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、議案第64号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり 決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長(鞭馬直澄君)

ちなみに、議案第65号から67号の採決につきましては、2日火曜日に既に終えて おりますことを申し添えます。

◎議長 (鞭馬直澄君)

次に、「委員会の閉会中の特定事件及び所管事務調査」の件を議題といたします。 会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の調 査の申し出があっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決定をいたしました。

町長から発言の申し出があっておりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長(箱田 彰君)

自席からではございますが、閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。 去る6月1日に招集をいたしました今議会におきまして、新型コロナ感染症対策 費を中心とする補正予算をはじめ、教育委員会委員や農業委員会委員の任命同意な ど、数多くの議案等のご審議を賜り、活発なご議論を頂戴しながら、すべての議案 等に可決・承認・同意をいただきました。誠にありがとうございました。

また、今議会におきまして、迅速なコロナ対策を行う必要性から、補正予算を会期2日目に議決をいただくという特段のご配慮もありました。重ねて感謝申し上げます。

さて、今6月議会において、新型コロナウイルス対策に対する事業進捗、このご配慮をいただき、会期の短縮を図られた中、一般質問も省略されました。この間、議員の皆さまから様々なご質問、そして貴重なご意見を頂戴いたしております。開会日の冒頭に申し上げましたように、去る5月27日に政府閣議で決定されました国の第2次補正予算案、これに計上予定の第一次補正の2倍となる地方創生臨時交付金を有効に活用し、社会経済活動を再始動するための粕屋町独自支援策を今まさに全庁挙げて、検討を行っているところでございます。そして、国会の補正予算成立、これを注視しながら、時期を逃すことなく、町議会に第三次コロナ対策補正予算案を計上し、議決をいただいた後、迅速に実施、そして行動を行ってまいります。

また、間もなく公式のプレス発表がされる予定でございますが、古賀市を含みます、糟屋地区1市7町と粕屋医師会との連携協働事業として、妊婦の方々を対象とした任意のPCR検査を実施する予定で、準備をただ今行っておるところでございます。妊婦さんのコロナ感染に対する不安を解消し、無事にご出産をしていただくため、今、粕屋医師会で実施している民間によるPCR検査会場を利用し、町からお届けする案内に同封した利用券を用いて、かかりつけの産科に申し込みを行い、予約日にドライブスルー方式による、安全かつ安心して、任意のPCR検査を受けられる方法としております。今現在、実施に当たりまして、様々な問題点について、医師会と慎重な協議を行っておりますが、実施に関する協定を締結した後、開始する予定としております。

また、特別定額給付金の申請並びに給付状況でございますが、昨日6月4日時点での対象世帯数2万744世帯のうち、申請済み件数は1万8,567件、率にしますと89.3%。審査後の給付決定済み件数が1万5,732件、給付決定額にしますと37億7,400万円、達成率78.4%となっております。

このようなコロナ対策、これからも国や県と連携を強化しながら、新型コロナ感染症対策対応に万全を尽くしてまいります。どうか今後とも、ご理解とご支援をいただきますと共に、なお、更なるご指導を賜りますよう心からお願いし、6月定例議会の閉会にあたっての御礼の御挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

◎議長(鞭馬直澄君)

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、令和2年第2回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

異議なしと認めます。

よって、令和2年第2回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時12分)

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鞭 馬 直 澄

署名議員 末 若 憲 治

署名議員 小池 弘基